

平成29年度 教育行政執行方針



平成29年第2回占冠村議会定例会の開会にあたり、教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

教育は、家庭や学校、社会生活のさまざまな場面を通じて達成されるべきものであり、学校における教育は中心的な役割を果たすことが期待されています。

今日のグローバル社会、生涯学習社会において、義務教育では子どもたちにどのような資質能力を育成するのかを明らかにしていくことが大切です。

こうした教育の使命は、いかに時代が変わろうとも普遍的なものであります。このため、義務教育9年間を見通した目標の明確化を図り、教育基本法の改正の動向にも留意しながら、更なる検討を進めてまいります。

一方、情報化や国際化、科学技術の高度化などにより、私たちの生活はより便利に、快適で、豊かなものになりました。その反面、情報技術に習熟している人と、そうでない人との格差の問題が象徴するように、常に新しい知識・

技術を習得していかないと、日常生活や職業生活で不便や不都合が生じるといふ面が見られるようになりました。

このような社会の変化に対応していくためには、生涯にわたって、さまざまな機会をとおして学び続け、新しい知識や技術を身につけていくことが必要です。

特に近年は、地球環境問題、ノーマライゼーションや人権問題などに対する意識が高まっております。一人ひとりがこれらの問題を正しく理解し、行動していくことが喫緊の課題です。

学んだ成果を生かして人々が地域社会に積極的に関わって

くことで、新しいコミュニティが形成され、そのコミュニティでの学習活動が地域の活性化をより進めていくことと考えます。このことは、住民主体のまちづくりを促す生涯学習の確立を図っていくことに他なりません。

また、学校、家庭・地域、行政が連携して子どもたちを守り育てていくためには、学校の基盤である地域の方々に一層支援していただく仕組みを、更に充実していかなければならないと考えております。

以下、今年度の主要な施策について申し上げます。

学校教育の充実

変化が激しく厳しい現代社会を生き抜くため、子どもたちには主体的に判断して行動する資質や能力など「生きる力」が求められており、「生きる力」の確実な定

着のためには、「確かな学力、豊かな人間性、健康・体力」の「知・徳・体」をバランスよく育てることが重要です。学校だけではな

く、家庭や地域の理解と協力を得て、社会全体で子どもたちの教育に取り組んでいかなければならないと考えております。

義務教育9年間を見据えた連続性のある指導を行うことにより、子どもの心理的・身体的な発達段階に応じたきめ細やかな指導・支援を行う「小中一貫教育」

をめざし、今年度から移行する義務教育学校教育実践の成果と課題を検証し、村内全域での「小中連携教育」に向けて取り組んでまいります。

また、道徳教育や英語の授業研究をおして、小中一貫の教育課程の編成を進め、系統性を重視した授業改善を進めるとともに、指導方法や指導体制の充実を図り、効果的な学習指導環境の整備を進めてまいります。

(1) 確かな学力の育成

確かな学力の育成につきましては、児童生徒が基礎的・基本的な知識や技能を習得し、思考力・判断力・表現力を身に付けられるよう、各学校において到達目標を共有し、各種調査結果を記入した個人カルテの活用も検討しながら個に応じたきめ細かな指導を行ってまいります。

学力向上につきましては、すべての児童生徒に、生涯を通じ主体的に学び続けることができる基盤が培われるよう、学校教育の充実を積極的に進めます。教師と児童生徒との関係、心と心のつながりを基盤とした授業改善を推進し、教職員の指導力向上に寄与する校内外の研修を積極的に実施するとともに、アクティブ・ラーニング（能動的学習）の視点に立った学びの場を確立してまい



ります。

また、ICTを活用し、協力大等との遠隔授業により専門性を高めます。加えて、村内各学校がネットワークでつながり、小規模校のデメリットを最小にした授業の充実を図ってまいります。

さらに、グローバル化による社会の変化に対応するため、外国語活動や国際理解教育を通じて、言語や文化について体験的に理解を深めてまいります。国際感覚の高い児童生徒や、伝統文化に関心の高い児童生徒の育成にも力を注いでいきたいと考えております。また、継続したスピーチ活動をとおして、積極的にコミュニケーションを図ろうとする児童生徒の育成もめざしてまいります。

す。

教職員の職務は社会の高い信頼と資質が求められることから、教育公務員としての服務規律の厳正と職務の公正な執行に努め、保護者や地域住民の信頼に応えるよう学校全体をあげて、組織的に不祥事防止に向けた指導を徹底し、学校力の高い教育活動を展開してまいります。

(2) 豊かな心の育成

豊かな心の育成につきましては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を基盤に、お互いを尊重し、協働した社会を形成するためのルールやマナー、規範意識などを育んでまいります。同時に、児童生徒の発達の段階や実態を踏まえ、学校教育全体を通じて、道徳の教科化への趣旨に則り、道徳教育推進教師を中心に全校体制による計画的な道徳教育に取り組んでまいります。

いじめの未然防止につきましては、「いじめ防止基本方針」に基づき、子どもの豊かな情操と道徳心を育み、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図ること、「いじめは絶対に許さない」という土壌をつくるとともに、いじめ事案の早期発見、迅速で適切な対応に努めます。

生徒指導の充実につきましては

は、すべての教師が児童生徒一人ひとりの発達状況や生活環境等を踏まえ、深い愛情をもってその行動の理解に努め、教育活動全体を通じて児童生徒の健全な成長をめざしてまいります。

各学校の生徒指導体制は、校長のリーダーシップのもと、計画的・組織的になるよう強化し、関係機関との連携を重視してまいります。特に、インターネットやスマートフォン等の問題については学校・保護者・地域が連携した組織的な対応を推進してまいります。

(3) 健やかな体の育成

児童生徒が心身ともに豊かに安全に成長していくことができよう、学校・家庭・地域が連携して心身の健康と安全を守ることでできる体制の整備を推進す



るとともに、児童生徒が自ら心身の健康を育み、安全を確保することのできる基礎的な素養の育成が求められております。

たくましい体につきましましては、「生き抜く力」の重要な要素の一つであることから、児童生徒の体力の向上のため、諸調査等の結果を踏まえ、体育における指導方法や指導内容の工夫・改善を図りながら、授業の充実に努めてまいります。また、休み時間や放課後、帰宅後や休日に積極的に体を動かすよう児童生徒や保護者に働きかけて運動の日常化を図るとともに、食事、休養、睡眠等の規則正しい生活習慣を確立するため、家庭と連携した取り組みを進めてまいります。

(4) 地域とともに歩む学校づくりの推進

児童生徒の豊かな教育環境を構築するため、学校や地域が相互に補完し高め合う存在となり、両輪となって相乗効果を発揮していくことが求められています。

村内、すべての学校がコミュニティ・スクールの指定を受け、各学校に学校運営協議会が設置されました。

この制度を活用し、保護者や地域住民の意見や要望を学校教育活動に反映させながら、学校支援

地域本部と各学校による学校教育の充実を図り、地域協働本部に向けた体制づくりに努めてまいります。

また、公民館主催による土曜学習の充実を図り、基礎学力の定着や体力の向上、音楽に触れる機会等も設定し、子どもたちにとっての豊かな教育環境整備に努め、「社会に開かれた教育課程」を編成し、地域とともに歩む学校体制を整え、地域の資源を学校教育や社会教育に活かしてまいります。

(5) 就学機会への支援

多様な、就学機会への支援については、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して就学費用の一部を援助するとともに、奨学資金の貸与を継続し、高校・大学等の教育を受ける機会の確保に努めてまいります。

社会教育の充実

村民一人ひとりが生涯にわたって主体的に学び続け、生きがいをもって暮らす事ができる生涯学習社会を実現するため、関係機関との連携強化により、村民ニーズの把握に努めるとともに、情報提供や学習機会の充実を図り、地域人材を活用できる体制を整えてまいります。また、各地区公民館におきましては、「子ども」から「高齢者」まで、各世代にあわせた学習の場を提供するとともに、心豊かでたくましい子どもを育てため、他者とともに協調し、思いやる心や感動する心、さまざまな場面に応じた「自ら考え判断し解決できる力」の育成を図るため、家庭教育支援や体験活動の充実を図り、学校・家庭・地域の連携を強化し、地域全体で子どもを育む環境づくりに努めてまいります。

今年度は第7次社会教育中期計画の策定年度となっており、占冠村総合計画との整合性を図りながら新たな計画づくりに向けた取組を進めてまいります。

(1) 家庭教育の推進

家庭教育においては、子どもは

社会に適應するために必要な知恵や経験を家庭や学校だけではなく地域からも習得しており、社会性や公共性を身につける上で、「地域による子育て」も重要な役割を担っています。親も子も、地域や社会で他者とのつながりや関わり合いを持つことで、家庭教育の内容が充実し、子どもの社会的自立と親が子育てを通じて自らの人生を豊かにしていくことにもつながるものと考えます。

子育ての悩みを相談したり、親同士や多世代で子育ての会話ができる機会を積極的に作りながら、家庭と地域が連携した子育て環境づくりを推進していくとともに、家庭教育学級など専門家による講演などを通じて家庭への情報提供を行ってまいります。また、小学生を対象とした「放課後こども教室」の実施に向けた検討をすすめ、児童保育事業との連携とあわせて、この場を拠点として地域全体で子どもの成長を支える活動の推進に努めてまいります。

(2) 生き生きと学ぶ生涯学習の推進

村民が生涯にわたって豊かで



生きがいのある、充実した生活を送ることができるよう、自ら主体的に学び続け、そこから得られた知識や技術を自己実現のために生かしていく、生涯学習の推進をめざします。

また、一人ひとりの活動の成果が、地域の教育資源として結びつき、日々の生活を通じて、地域の絆づくりや社会全体に還元される「生涯学習社会」の実現に向けた活動の場を提供してまいります。さらに、関係機関と連携を図りながら、「いつでも・どこでも・だれもが」生涯にわたって学習で



きる環境整備に努め、村民のニーズに沿った魅力ある生涯学習講座を開講するなど、多くの村民が参加できるように努めてまいります。

(3) 芸術文化の振興

芸術文化の振興については、芸術文化団体の活性化を図りながら、公民館や文化祭事業などをおして、多くの村民に優れた文化・芸術に触れる機会の充実を図ってまいります。これまでの伝統芸能の継承者の育成とあわせて、今年度は文化庁の芸術家派遣事業を活用し、学校と連携しながら芸術への関心を高め、芸術文化の振興、伝統文化の紹介、文化財の保護・保存に努めてまいります。

(4) スポーツの振興

近年、少子高齢化や、核家族化など地域社会における人間関係の希薄化が進行しているほか、情報化や急速なグローバル化に伴う雇用環境の変化など、人々を取り巻く社会環境は急激に変化し、精神的なストレスの増大や運動不足による生活習慣病の増加、コミュニケーション能力の低下などさまざまな問題が出てきており、心身の健康の保持増進とコミュニティの形成が大きな課題となっています。

こうした社会状況において、ス



ポーツ・レクリエーションは、健全な心身の発達を促し、人間性を豊かにするとともに、充足した生活を営むうえで重要な役割を果たすものです。

これらの活動を推進するためスポーツの機会を積極的に提供し、スポーツ施設の計画的な整備・充実を図るとともに、子どもから高齢者まで、それぞれのライフスタイルにあつたスポーツレクリエーションを楽しむことができるよう各種大会やスポーツ教室を開催するなど、村民の生涯スポーツを推進します。

(5) 社会教育施設の充実

村民一人ひとりが、社会のさまざまな変化にも柔軟に対応できるように新たな知識・技術等を修得し、学びによる成果を社会に活かし、地域社会の一員として豊かな生活を過ごすことが求められています。そこで、学習活動を支援する具体的施策と社会教育施設の充実、効果的な活用を図るとともに、村民のニーズに対応した多様なプログラムの提供と、施設の活用に対応していくため施設機能等の一層の充実をめざしてまいります。

むすびに

以上、平成29年度の教育行政執行に関する主要な方針について申し上げますが、教育委員会といたしましては、村長部局との連携を図りながら、「まちづくりは人づくり」という認識のもと、生涯学習社会の実現をめざして、教育行政の公正かつ適正な運営に努めてまいります。

今後とも、議員の皆様、村民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。教育行政執行方針といたします。